

○ 山村境界基本調査作業規程準則（平成二十三年一月十九日国土交通省令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（定義） 第二条（略） 一〇十一（略） 十二 山村境界基本細部多角点 山村境界基本細部点のうち、多角測量により決定されたものをいう。 十三 山村境界基本細部放射点 山村境界基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。</p> <p>（作業の順序） 第十八条（略） 一〇四（略）</p> <p>2 前項第四号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>（多角路線の選定） 第二十三条（略） 2（略） 3 第一項の多角路線の次数は、基準点等又は山村境界基本三角点を基礎として一次までとする。</p> <p>（多角路線の選定） 第二十九条（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一〇十一（略） 十二 山村境界基本細部多角点 山村境界基本細部点のうち多角測量により決定されたものをいう。 （新設）</p> <p>（作業の順序） 第十八条（略） 一〇四（略） （新規）</p> <p>（多角路線の選定） 第二十三条（略） 2（略） 3 第一項の多角路線の次数は、基準点等を基礎として二次までとする。</p> <p>（多角路線の選定） 第二十九条（略）</p>

2 前項の多角路線の次数は、基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点を基礎として一次までとする。ただし、隣接する調査地域における山村境界基本多角測量により設置された山村境界基本多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

（放射法による山村境界基本細部測量）

第三十六条 放射法による山村境界基本細部測量は、山村境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

2 (略)

3 放射法による山村境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する山村境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から山村境界基本細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした山村境界基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

4 山村境界基本細部放射点の次数は、山村境界基本細部多角点等を基礎として二次までとする。

（放射法による山村境界基本調査点測量）

第四十二条 (略)

2 (略)

3 放射法による山村境界基本調査点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する山村境界基本細部点等を基準方向とし、与点から山村境界基本調査点の距離は、基準方向とした山村境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。

2 前項の多角路線の次数は、基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点を基礎として三次までとする。

（放射法による山村境界基本細部測量）

第三十六条 放射法による山村境界基本細部測量は、山村境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。

2 (略)

3 放射法による山村境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る山村境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から山村境界基本細部点までの距離は、与点から基準方向とした山村境界基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

4 放射法による山村境界基本細部点の次数は、山村境界基本多角点等を基礎として二次までとする。

（放射法による山村境界基本調査点測量）

第四十二条 (略)

2 (略)

3 放射法による山村境界基本調査点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る山村境界基本細部点等を基準方向とし、与点から山村境界基本調査点の距離は、基準方向とした山村境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。